

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望する正社員化を。めざせ、均等待遇。なくそう差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

日本郵政流の同一労働同一賃金!?

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 3848
18年4月20日(金)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

異例の均等待遇策

ご存知の方も多いと思いますが、先日よりいくつかのマスコミが日本郵政グループの「正社員の待遇を下げ格差是正とした政策」を取り上げています。

日本郵政グループは、今年の春季労使交渉で、JP労組の非正社員待遇改善を図る「同一労働同一賃金の考え方」に一定の理解を示し、「年始勤務手当」については非正社員への支給を認めました。

その一方で、「正社員の労働条件は既得権益ではない」とし、一部の正社員(一般職)を対象に住居手当の廃止を逆に提案。他にも正社員のみ支給されている「寒冷地手当」「遠隔地手当」などの削減提案も含まれた。

JP労組は提案に対して正社員の手当を削減することに反対したそうですが、廃止後

も10年間は一部を支給する経過措置を設けることで折り合った、という報道でした。



この異例ともいえる「正社員の待遇を下げ格差是正とした政策」のやり方は、郵政の全社員のみならず、全労働者にも影響を与える可能性のある大きな問題です。政府の想定では非正社員の待遇が、正社員の待遇に引き上げられ、賃金も増え経済成長につながるの狙いでしたが、正社員の待遇を下げて対応する企業が広がる可能性があります。

そもそも同一労働同一賃金は郵政ユニオン「郵政労契法20条裁判」を通して以前より訴えてきたものです。また安倍政権が国会に提出した働き方改革関連法案の一つにもなっています。2018年1月の施政方針演説で安倍首相は「雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、非正規と言つ言葉で、この国から一掃してまいります」と述べており、厚生労働省のガイドラ

インでも正社員と非正社員で各種手当に差をつけられないよう求めています。

まだ記憶に新しい2月21日郵政ユニオンの組合員が大阪地裁に提訴した「労働契約法20条西日本裁判」において、手当関係では「年末年始勤務手当」「住居手当」について正社員と期間雇用社員との間での不合理を認め全額を認める判決が出されました。

私たち郵政ユニオンの訴えが認められ、ようやく非正規社員にも希望が見えた矢先でした。



今回妥結された政策、とりわけ一般職の正社員の住居手当の廃止には、開いた口が塞がりません。40万社員を抱える国内でも有数の大企業が、住居手当を支給しない！
なんですか！この会社！

裁判対策として日本郵政にしてみれば、正社員にも無い手当、非正規社員にも無いのは当たり前。合理性

があると言いたいのではないでしょうか。

しかしこの手法が社会的問題として論議を巻き起こしているのです。

朝日新聞が4月13日の朝刊でこの件を報じると、ツイッターでは朝の通勤時間帯でツイッタートレンドで1位になったそうです。ブラック企業といわれる日本郵政、また悪い見本になったような気がします。



今、現場の要員不足の原因の一つに、正社員にならなくてもなれない不透明な登用試験制度に納得行かず、将来に不安を感じ退職・転職を選択する社員が増えていることが挙げられます。

私の周りにも希望を持って入社してきた正社員がいます。しかし現場では単位の業務に追われ、営業も求められ、後悔しているのではなからうかと心配します。これからは登用試験希望者だけでなく、一般試験においても、受験を躊躇する方も出てこないかと心配します。

目先だけの対策で、将来

の郵便事業が成り立たなくなるのが分らないのかと悲しくなります。



風景印

風景印とは、郵便局に配備されている消印の一種です。正式名称は「風景入通信日付印」といいます。2018年の時点で営業中の全国24050の郵便局のうち11139の郵便局に配備されています。

歴史的に見れば1931年7月7日に通信省告示で制度が設立したらしいです。私が興味を持ち記念押印として集めるようになったのは平成28年4月1日です。ほとんどの局は平日しか営業してなく、収集家としてはやりがいがあります。

通常は円形が多いのですが、長崎のシンボル「稲佐山」周辺の9局は統一してハタの形をしています。ハタとは長崎の凧の事です。興味のある方は情報交換をしませんか。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。